市川市監査委員告示第９号

財務監査及び行政監査の結果に対する措置の内容の公表

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定に基づく通知があったので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を別紙のとおり公表します。

令和８年１０月２９日

市川市監査委員　植　草　耕　一
同　草　薙　信　久
同　岩　井　清　郎
同　竹　内　清　海

別 紙

令和 6 年度第 2 期財務監査及び行政監査の結果（令和 7 年 3 月 28 日付け）に対する措置

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
動物園使用料について（経済観光部 動植物園（令和 6 年度組織名称）） 市は、大町公園動物園において、キッチンカーによる行商（飲食物の提供）及び業として写真撮影を行う者に対し、市川市都市公園条例第 2 条第 1 項に基づき使用の許可をするとともに、市川市使用料条例第 2 条第 1 項第 5 号及び別表第 5 に基づき使用料を徴収していることから、当該使用料の徴収事務（以下「本件徴収事務」という。）を調査したところ、滞納が発生しているにもかかわらず、督促状による督促を行っていないことが確認された。 地方自治法第 231 条の 3 第 1 項は、使用料を納期限までに納付しない者があるときは、長は、期限を指定して督促しなければならない旨規定し、また、市川市財務規則第 43 条第 1 項は、所属長は、調定した歳入（使用料）について納期限を過ぎても納入に至らない者があるときは、納期限後 20 日以内に督促状により督促しなければならない旨規定しているが、本件徴収事務はこれらの規定に違反するものである。 よって、納期限までに納付しない者に対しては、これらの規定に基づき督促状により督促を行い、適正な債権管理を行われたい。 また、本件徴収事務においては、電話や再発行納付書の送付により催告を行っているが、その実施内容の記録は担当者が個人で行っているのみで、上司や所属長の決裁を受けていないなど、組織的に情報共有されていないこと	指摘事項に対し、以下のとおり措置を講じた。 1　督促の実施及び滞納の解消 納期限までに納付しなかった者に対して督促状による督促を行ったほか、電話による催告や訪問徴収を行い、令和 6 年度以前の収入未済はすべて解消された。なお、使用料の徴収について、令和 6 年度までは使用後に徴収していたが、令和 7 年度からは使用前に徴収することとしたため、収入未済は発生していない。 2　債権管理体制及び情報共有 債権管理については、「都市公園制限行為許可申請手続き及び公園使用料徴収マニュアル」を策定し、使用許可の相手方ごとに使用許可日や使用料納付日等を記録した「都市公園使用料納付者名簿」（以下「納付者名簿」という。）を用いて収納状況等の確認を行うこと、納付者名簿の記録内容については毎月課長までの決裁を受けることを定め、債権管理状況のチェック及び組織内での情報共有を図ることとした。 （市長から通知のあった日：令和 8 年 10 月 19 日）

が確認された。このような事務の進め方では、担当者の突発的な休暇の取得や人事異動により催告の日時や納付の約束等の記録が他の職員に引き継がれないなどの恐れがあり、重複納付や不納欠損の発生につながりかねない状況になっていると言わざるを得ない。 　よって、催告や納付の約束等を行った際には、徴収簿等の書類に記録を残し、それをどの職位まで決裁するのか、また、その決裁の頻度をどの程度とするのか等をマニュアルに明示するなどして、組織的な情報共有の下に債権管理を行われたい。	

市川市監査委員告示第１０号

令和８年度工事監査（市川市立第三中学校南側斜面地整備工事）の結果に関する報告の公表

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項による工事監査の結果に関する報告について、同条第９項の規定により別紙のとおり公表します。

令和８年１０月２９日

市川市監査委員　植　草　耕　一
同　草　薙　信　久
同　岩　井　清　郎
同　竹　内　清　海

令和8年度工事監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

1　監査の種類

地方自治法第199条第1項による工事監査

2　監査の対象

(1)　対象工事及び概要

市川市立第三中学校南側斜面地整備工事

①　工事場所　　市川市宮久保2丁目13番7 外

②　契約金額　　217,360,000円（税込）

③　施工業者　　三徳建設株式会社

(2)　対象部署

管財部　　契約課、技術管理課、設計監理課

教育振興部　教育施設課

3　監査の着眼点

対象工事は、計画、設計、積算、契約、工事監理、施工等が各段階において適正で、効率的かつ経済的に実施されているかについて、技術上の観点を中心に監査を実施した。

4　監査の実施内容

(1)　実施日

令和8年5月28日

(2)　調査方法

対象工事について、工事に関する計画、設計、積算、契約、工事監理、施工等が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、工事現場において関係職員からの説明を受け、施工状況等の調査を実施した。

なお、工事監査は、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、特定非営利活動法人建設技術監査センターと工事技術調査業務委託契約を締結することにより実施した。

(3)　日程及び実施場所等

①　設計図書等の調査

令和8年4月13日から同年5月28日までの期間、特定非営利活動法人建設技術監査センターの技術士による質問書に対し回答書を提出する方法により実施した。

② 現地施工調査

令和8年5月28日に市川市立第三中学校南側斜面地の工事現場において、施工調査を実施した。

5 監査の結果

特定非営利活動法人建設技術監査センターから工事技術調査業務委託報告書の提出を受け総合的に判断した結果、対象工事は、計画、設計、積算、契約、工事監理、施工等が各段階において適正で、効率的かつ経済的に実施されているものと認められた。

参考

特定非営利活動建設技術監査センター　工事技術調査業務委託報告書（抜粋）

Ⅳ　総合評価

書類調査及び現地調査の結果、計画、設計、積算、契約手続、施工、工事監督・検査、環境管理の各項目とも、適正と評価する。

個別の評価は、以下のとおりである。

1　計画

本工事は、市川市立第三中学校南側斜面地のレッドゾーン除外を目的とした重要な防災事業であり、吹付法枠工や排水工等により斜面の安全性向上を図るものである。併せて、斜面上部のグラウンドを拡幅し、学校の学習環境改善にも寄与する計画であり、施工時の安全管理と周辺への配慮を徹底することで、目的達成が期待できる。

（適正）

2　設計

設計では、適用された設計基準や関連資料が適切に整備・運用されており、設計の妥当性が確保されていた。また、工法選定に当たっては、複数工法を比較検討し、事前調査結果や現地環境、コスト、工期、安全性を総合的に評価した上で、最適な工法を選定している。

（適正）

3　積算

各種基準を踏まえるとともに、刊行物の単価及び見積等を適切に使用し、積算を行っている。

（適正）

4　契約手続

本件は一般競争入札において予定価格超過により不落となったが、その後、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき、見積依頼・見積徴取を経て予定価格内で契約を締結しており、手続は適正である。

（適正）

5　施工

本工事は急傾斜地での吹付法枠工を中心とする安全管理上難易度の高い施工であったが、現地調査時点まで無事故で実施されており、近隣住民からの苦情もなく、周辺環境に十分配慮しながら工事が進められている点は評価できる。

（適正）

6　工事監督・検査

本工事では、写真や施工計画書は一定程度整備されていたものの、品質管理に関する記録が体系的に整理されておらず、監督職員と施工者の間で日常的なコミュニケーションにより確認が進む場面が多く、形式的な記録が十分に残されていない状況が見受けられた。こうした“阿吽の連携”は現場対応として有効である一方、PDCAサイクルの裏付けとなる記録が不足し、改善や再発防止に活かしにくい点が課題である。

（適正）

7　環境管理

周辺環境への保全及び建設副産物への対応等を確認した。

（適正）